「○○会」　会則

会則作成例

松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業

第１章組織等

（名称）

第１条　本会は　○○会　（以下「　会　」という。）と称し、拠点を（松阪市　　町　　　　　番地に置く）。

（活動区域）

第２条　会の対象活動区域は、松阪市○〇○地区住民自治協議会の区域を基本とするが、その限りではない。

　（目的）

第３条　会は、会員相互の協力より、地域住民が主体となって介護予防サービスに取り組み、地域の高齢者が自立した生活が送れるよう支援し、高齢者の生活支援と支え合いの地域づくりの推進に資することを目的とする。

（活動内容）

第４条　会は、前条の目的を達成するため、訪問による生活支援を行い以下の活動を行う。

(1) 掃除

(2) 洗濯

(3) 調理

(4) 外出付き添い

(5) 見守り

（６）その他生活支援に必要な活動

（会員）

第５条　会の会員は、地域住民または会の趣旨に賛同し共に活動を行う者のうち希望者により組織し、会への入会、脱会は妨げないものとする。

（役員の選任）

第６条　会に、代表及び事務担当者を置く。

(1) 代表１名

(2) 事務担当者1 名

２　前項に規定する役員は会員の互選により選任する。

３　事務担当者については、他の役職との兼務を妨げないものとする。

（役員の職務）

第７条　代表は、会を代表し、会を統轄する。

２　第４条第１号から第5号に規定する活動の利用者に係る受入調整、利用開始後の利用者からの相談窓口等を担当する。

第２章サービス及び利用者負担金

（サービス内容等）

第８条　サービスの内容については、生活援助の内容、利用料、活動範囲、利用見込人数を定め、市へあらかじめ届け出るものとする。

２　サービスの実施にあたっては、「松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業実施要綱」「松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業補助金交付要綱」及び「○○会マニュアル（会の独自マニュアルがある場合）」）に基づき実施する。

３　サービス提供場所は、原則として利用者自宅等とし、変更がある場合は事前に利用者に通知しなければならない。

（利用者）

第９条　松阪市に住所を有する第1号被保険者で要支援認定者及び基本チェックリストの結果が基準に該当するサービス事業対象者、その他、地域の状況により市長が認めた者。

（利用者負担金等）

第10条　サービス提供に係る経費の一部について、利用者から1回につき1時間○○円の負担金を徴収する。

２　負担金は、利用の都度、現金等で受け取り、利用者に対し領収書を発行する。（経費）

第11条　サービス提供に要する経費は、利用者負担金、市補助金及びその他収入をもって充てる。

（衛生管理等）

第12条　代表者は、訪問型サービス事業を実施する者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　利用者の使用する物品は、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

３　会または活動場所において感染症の発生、感染症の蔓延防止に必要な措置を講じるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条　生活支援サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や家族に連絡する等の措置を講じるものとする。

２　サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る関係者等、松阪市高齢者支援課に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して実施した処置について記録するものとする。

（個人情報保護）

第14条　会員は、会の運営及びサービス提供により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、または当該サービスの提供以外の目的に使用してはならない。サービス提供終了後または会から脱退後においても同様とする。

附則

この会則は、　　年　　　月　　　日から施行する。